

平成29年度
東京都グループホーム協議会
経営実態アンケート報告書

平成30年5月
東京都グループホーム協議会

1.調査目的

東京都の認知症グループホームが、今後も認知症状態にある方の生活の場として、一定のケアの質を維持するための環境を継続して保持していくことができるのかどうか、その経営の実態を正確に把握する必要がある。東京都は他県と比べて有効求人倍率は高水準であり、地価、物価も高い地域である。一方で介護職の相対的な賃金が他県と比べて低いという特長がある。日本の大都市である東京の実情が必ずしも、全国の状況と一致しているわけではないため、調査の結果を厚生労働省や東京都、自治体と話し合うための資料として活用することを目的とする。

2.調査項目

- I.基礎情報(Q1～Q7)
- II.入居者について(Q8～Q9)
- III.利用料について(Q10～Q11)
- IV.職員について(Q12～Q13)
- V.介護報酬と人件費について(Q14～Q17)
- VI.その他(Q18)

3.調査対象

平成 29 年 11 月 1 日現在に東京都認知症対応型共同生活介護事業者一覧に登録されている東京都認知症対応型共同生活介護事業所

4.調査時期

2017 年 11 月 1 日～12 月 15 日

5.調査方法

質問紙調査 郵送にて質問用紙を送付しFAXにて回収

6.調査実施機関

東京都認知症グループホーム協議会

7.標本抽出方法

全数調査

8.回収結果

N=77 回収率 12.4%

調査結果

I. 基礎情報

Q1. 運営法人の種類 (N=77)



株式会社が 37.7% と一番多く、ついで社会福祉法人が 32.5% であった。次に医療法人が 15.6%、非営利法人が 7.8%、有限会社が 3.9%、その他が 2.6% であった。

Q2. 事業所開設年数

事業所開設年数の平均は 9.38 年で、最超 17.8 年、最小で 1 年未満であった。

Q3. ユニット数、定員

ユニット数 (N=77)



利用者定員 (N=77)



2 ユニットが多く 42 事業所、ついで 1 ユニットが 23 事業所、3 ユニットは 12 事業所であった。定員は 18 名が 39 事業所で多く、ついで 9 名で 22 事業所、27 名で 11 事業所、17 名が 4 事業所、6 名は 1 事業所であった。

Q4.併設施設(N=76)



「併設あり」が 43 事業所で半数以上であり、「併設なし」が 33 事業所、無回答が 1 事業所であった。43 事業所のうち、小規模多機能居宅介護のみとの併設 18 事業所と多く、ついで特別養護老人ホームのみとの併設が 6 事業所と多かった。その他の併設施設は多種多様であり、通所介護、有料老人ホーム、地域包括支援センター、都市型経費老人ホームなどであった。

Q5.共用型デイサービス(N=75)



行っているが全体の 4%で、3 事業所であった。行う予定が 10.7%で全体の 1割ほどである。行わない理由としては、「スペースが無い」「職員に余裕が無い」「採算が合わない」が多く、「ニーズが無い」「必要性を感じていない」「法人の方針、方向性が決まっていない」もあった。行う予定の理由としては、「採算が合うかを検討中」「地域貢献のため」「収益向上のため」であった。行っている理由は回答が無かった。無回答が 48 事業所と多かった。

Q6.空室を利用した短期入所について(N=75)



行っている事業所は 8%であり 6 事業所であった。行う予定の事業所が 9.3%であり 7 事業所、

82.7%は行う予定なしであった。行わない理由としては、「空室が無い」「荷物の問題など現実的ではない」といった理由のほかに、「職員の負担増、スキル不足」といった理由もあがっていた。行っている理由としては、「長期入院の収入源を補うため」と「緊急性の高い方を受け入れる」ということであった。行う予定であるという理由は、「資格取得中」ということであった。

Q7.地域区分(N=72)



1級地が43事業所と半数以上を占めていた。ついで3級地で13事業所、4級地で8事業所であった。その他、5級地が4事業所、2級地が3事業所、6級地は1事業所であった。

II.入居者について(N=77)

Q8.入居者数

平成29年11月1日現在の入居者平均は15.83人であった。定員に対する利用者の充足率は95.9%であった。

Q9.介護度(N=72)



要介護度の割合は「要介護3」が一番多く28%、ついで要介護2で26%であった。要介護1が19%、要介護4が15%、要介護5が11%であった。要支援2は1%であった。

III.利用料について

Q10.入居一時金(N=77)



入居一時金が無い事業所が 43 事業所と半数以上となっている。入居一時金があるところでは、15 万以上 20 万未満が 14 事業所と多く、ついで 10 万以上 15 万未満となっている。20 枚以上 25 万未満が 5 事業所、30 万以上 50 万未満が 4 事業所、50 万以上と 10 万未満はともに 1 事業所であった。償還方法は記述回答のほとんどが、「退去時に修繕費を引いて返金する」との回答であった。「2 年償却」という回答も一件あった。

Q.11 利用料(N=76)

○家賃



○食材料費

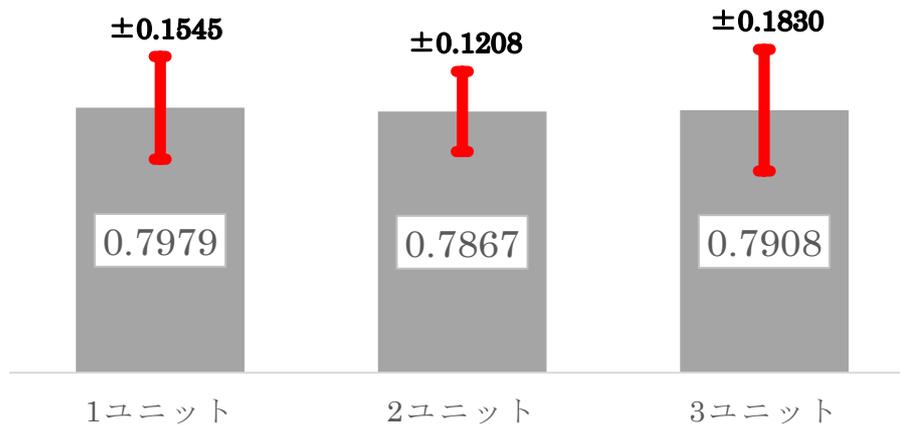


家賃は、5 万円台から 10 万円以上まであり、一番多いのは 7 万円台であった。食材料費は 3 万円台から 5 万円以上であり、3 万円台が 50 事業所と多くを占めていた。5 事業者は実費精算であった。日常生活費及びその他は、無効回答が多く分析対象には含められなかった。利用量の合計は実費による記載が多いため、分析対象には含められなかった。利用料の最大は 194200 円であった。

IV.職員について

常勤換算数(N=71)

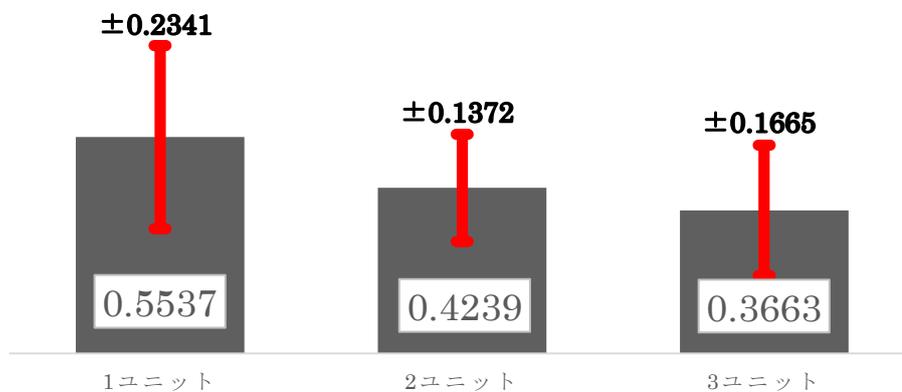
ユニット別入居者一人当たり常勤換算数



ユニット別の入居者一人当たりの職員(管理者、計画作成、看護職含む)の常勤換算数はそれぞれ1ユニットで0.7979人、標準偏差が±0.1545人、2ユニットでは0.7867人、標準偏差が0.1208人、3ユニットでは0.7908人、標準偏差が0.1830人であった。

介護福祉士の常勤換算数(N=69)

入居者一人当たり介護福祉士の
常勤換算数 (ユニット別)



ユニット別の入居者一人当たりの介護福祉士の常勤換算率はそれぞれ1ユニットで0.5537人、標準偏差が±0.2341人、2ユニットでは0.4239人、標準偏差が0.1372人、3ユニットでは0.3663

人、標準偏差が 0.1665 人であった。

看護職員の配置(N=71)



看護職員を常勤で配置している事業所は全体の 5.6%、非常勤で配置しているところは 22.5%と配置している事業所は 3 割弱であった。配置していない事業者は 71.8%であった。

Q13.離職者と採用人数について(N=71)

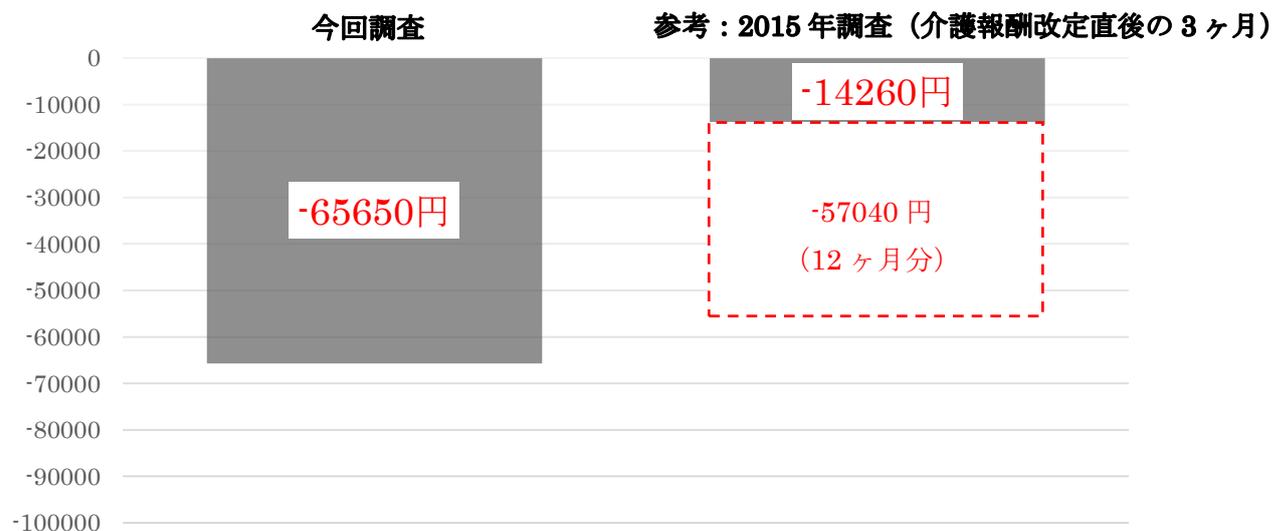
平成 28 年度の離職と採用者数	
離職者数	採用人数
211 人	204 人

平成 28 年度の回答事業所の合計離職者数は 211 名、合計採用人数は 204 人であった。

V.介護報酬と人件費について

Q14.平成 28 年度の総介護報酬額－平成 27 年度の総介護報酬額(N=49)

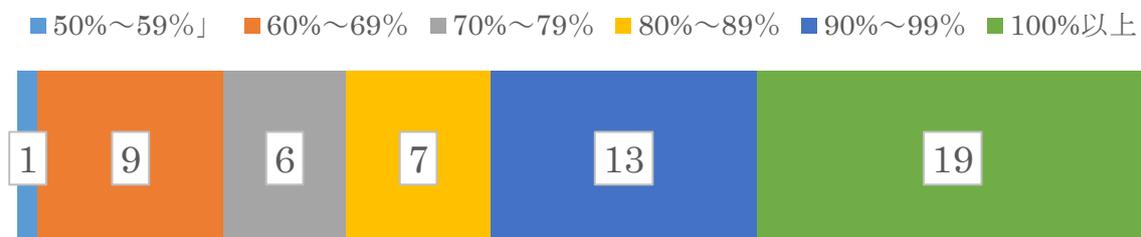
(稼働率を 100%として計算)



平成 28 年度の総介護報酬－平成 27 年度の総介護報酬(稼働率を 100%に補正:総介護

報酬から稼働率を除いた数値)は-65650 円であった。

Q15.平成 28 年度の人件費率(N=55)



平均人件費率※：93%

※人件費率は平成 28 年度の総介護報酬から平成 28 年度の総人件費[給与+賞与(処遇改善加算の一時金含む)+派遣費用+法定福利費+福利厚生費+研修費+交通費(事務職員を含める、他事業所との兼務管理者は利用者人数で按分)]を除いた数値

人件費率は100%以上がもつとも多く19事業所、ついで90%~99%で13事業所であった。次に60%~69%が9事業所、80%~89%が7事業所、70%~79%が6事業所、50%~59%がもつとも少なく1事業所であった。平均の人件費率は93%であった。

Q16.平成 28 年の派遣社員の利用(N=71)



平成 28 年の派遣社員の利用はまったく利用していないが最も多く、77.5%であった。述べ 10 ヶ月以上利用が 12.7%で次に多い。延べ 5~9 ヶ月利用が 7.0%、延べ 1~4 ヶ月利用が 2.8%であった。

Q17-1.現在の加算の算定状況

○夜間支援体制加算(N=70)



○若年性認知症受入加算(N=70)



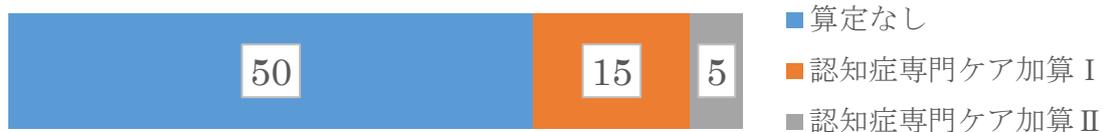
○医療連携体制加算(N=70)



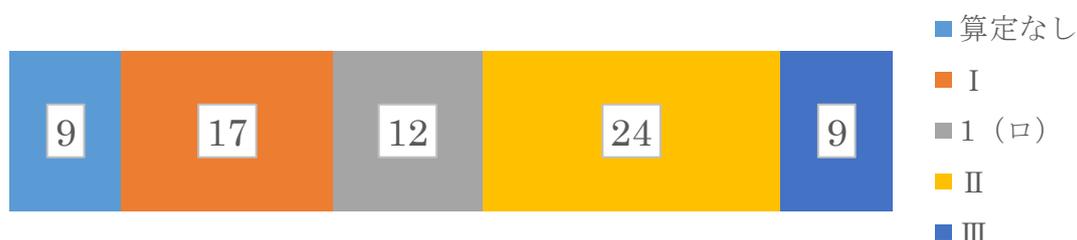
○看取り介護加算(N=70)



○認知症専門ケア加算(N=70)



○サービス提供体制強化加算(N=71)



○処遇改善加算(N=73)



Q17-2.平成 27 年度及び 28 年度の処遇改善加算の算定について

平成 27 年度の及び 28 年度の処遇改善加算について、ほぼ算定に変更は無かった。

VI.その他

Q18.トライアル雇用事業の利用



東京都が実施しているトライアル雇用事業の利用は積極的に利用しているが 8.3%、利用したことがあるが 22.2%であった。知っているが利用したことは無いが最も多く 47.2%、知らないが 22%であった。

結果のまとめ

- ・本調査は平成 27 年度の調査の次に行ったものであるが、介護報酬は前回調査(平成27年度)に引き続き前年度よりもマイナスになっている。医療連携加算や処遇改善加算は多くの事業所が算定しており、基本的な加算の算定はしているものの、収入は微減である。
- ・共用型デイサービスやショートステイ事業を行っている事業所は 1 割にも満たない
- ・介護報酬の総額から見た人件費率は、平成 28 年度で 93.0%、と高い数値であり、全国平均 87.1%(平成 29 年介護事業経営実態調査結果の数値を【給与費/介護報酬】で計算)よりも高かった。一方で入居者一人当たりの常勤換算数は同全国調査0.8人より若干低い数値(0.8人弱)であった。
- ・派遣職員を利用しているのは、全体の2割強であり、うち10カ月以上利用している事業所が多い。

考察

今年度の調査においても、総介護報酬は前年度と比べマイナスとなっている。介護報酬は入居者の要介護度の変動の影響もあるが、本調査では要介護度の調整は行っていない。しかし、グループホームの重度化が課題となっている中で、本調査のような結果であることは、年々その経営が厳しくなっていることを表しているといえる。加算については、医療連携体制加算や処遇改善加算は、ほとんどの事業所が取得しているが、経営面から見ると増収の可能性のある、共用型デイサービスや空室利用の短期入所を実施している事業所は少なく、このことは前回調査から継続して見られている。一方で少数だが、行っている事業所も存在しているため、その理由や方法、制度の問題点を明らかにし、事業者側から発信していくことが必要ではないかと考える。

また、今調査では派遣職員の現状を調べたが、その背景には東京都は介護職の有効求人倍率が他県と比べ特に高く、派遣職員で人手不足を補っている事業所が少なくないという現実がある。しかしながら、東京都の介護職の派遣利用が他県と比べて多いかどうかの数値を比較するためのデータはない。また、東京都の特徴として、東京 23 区を代表として地域区分では「一級地」が多いことがあげられる。厚生労働省による「平成 29 年度介護事業経営実態調査」では、一級地における介護福祉士等の給与が他に比べ低くなっているがその理由は明らかではなく、より詳細な東京都独自の調査が求められる。人件費率の高さや介護福祉士等の給与の低さを、「派遣利用」という課題からも検討する必要があり、東京都及び厚生労働省に対して、介護職員の人材不足と派遣職員の利用状況の詳細な調査を求めていくとともに、今後も協議会独自で東京とのグループホームの実態を調査し、伝えていきたい。

参考文献

厚生労働省「平成 29 年介護事業経営実態調査結果の概要－各サービス統括表・参考表」

平成29年度
東京都グループホーム協議会
経営実態アンケート報告書

発行元 東京都グループホーム協議会
事務局 東京都小金井市東町 2-31-3
(グループホームのがわ内)
TEL:0422-32-9277 FAX:0422-30-0168
E-mail:gh@tokyo-chimitsuren.org
発行 平成 30(2018)年 5 月